平成２２年（フ）第１３号
長崎県対馬市美津島町鴨居瀬564番地
債務者　海田　信子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第３０７７号
愛知県春日井市八光町２丁目３番地　恵ハイツ１－Ａ号
債務者　竹内　清子（旧姓眞鍋）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１２０号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目421番地　プレイスM103号
債務者　藤本喜代子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１５４号
名古屋市港区入船１丁目４番３号　リリーハイツ港508号
債務者　坂元　　宏
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２０６号
名古屋市名東区代万町３丁目11番地　アーバンラフレ虹ヶ丘中３号棟802号
債務者　福井千穂子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３７号
愛知県東海市加木屋町留木100番地の１　メゾン・ド・エソール203号
債務者　川口　浩二
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５４号
名古屋市中川区大地１番地の２　万場北荘Ｔ－１棟207号
債務者　宮本　公代
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８１号
名古屋市北区金田町３丁目11番地　愛知しらゆり荘211号
債務者　板井由美子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８５号
名古屋市西区新道１丁目５番７号　ベルグランデ402号
債務者　堀部　欣宣
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２１号
名古屋市熱田区森後町４番14号　ハイツかめや205号
債務者　二宮　隆司
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１５号
愛知県春日井市不二町３丁目４番地４　アカデミーコート　ニュートン103号、住民票上の住所岐阜県可児市広見661番地１
債務者　河津　隆行
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９号
岩手県北上市鬼柳町六軒99番地５
債務者　菅原久美子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５６２号
奈良県桜井市大字新屋敷203番地の12
債務者　稲葉　義昭
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５７５号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地53―402
債務者　古谷　政代
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６８号
福島県いわき市平下荒川字諏訪下89番地の６、前住所福島県いわき市平南白土１丁目１番地の１　市営住宅268号
債務者　猪狩　康二
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２９４号
青森県弘前市大字浜の町東５丁目３番地61
債務者　山内　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２９５号
青森県弘前市大字西ケ丘町11番地２　めぐみ荘102号
債務者　登嶋　克臣
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
青森地方裁判所弘前支部